

中国によるヘリウムの臨時輸出禁止措置について

2026.7.14

CISTEC 事務局

7月10日、中国商務部及び税関総署は、對外貿易法に基づき、ヘリウム（税関商品番号：2804290010）に対し、臨時の輸出禁止管理を行うことを発表¹した（同日施行）。

對外貿易法は1994年に對外開放の拡大、對外貿易の発展、貿易秩序の維持等を目的（第1条）として制定され、對外貿易法及びその傘下の法令では、對外貿易、即ち「貨物の輸出入、技術の輸出入及び国際サービス貿易」において、国内供給不足、国内産業保護等の多岐にわたる理由に基づき（第18条）様々な品目の輸出管理を実施している、對外貿易に関する一般法である。

同法において管理される対象貨物等は、基本的に輸出許可証管理貨物目録に掲載されるが、同法第20条に基づき、本目録以外の特定の貨物等について、輸出入の禁止や制限措置を「臨時」的に講ずることができるとされており、今般の措置はその一例である。

對外貿易法関連規定（抄）

第十八条 国は以下の理由に基づいて、関係する貨物、技術の輸出入を禁止または制限する、または別途必要な措置を講じることができる：

（一）国の安全、社会公共の利益または公共の道徳を守るため；

（二）・（三）（略）

（四）国内の供給が不足している、または使用すると枯渇する恐れのある自然資源を効果的に保護するため；

（五）輸出先の国または地域の市場規模が限られている場合；

（六）輸出秩序に深刻な混乱が生じている場合；

（七）国内の特定の産業を構築するまたは構築を加速させるため；

（八）・（九）（略）

（十）法律、行政法規の規定に基づいて、別途、関係する貨物、技術の輸出入を禁止または制限する必要がある、または別途必要な措置を講じる場合；

（十一）（略）

（十二）別途、関係する貨物、技術の輸出入を禁止または制限する必要がある、または 別途必要な措置を講じる場合。

¹ 商務部 海关总署公告 2026 年第 29 号 公布对氦气实施临时禁止出口管理（中華人民共和國商務部サイト 政務公開・政策發布 2026 年 7 月 10 日）別添※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_e6cd19ab66574bea995fd77efa77f24e.html

第二十条 国務院の対外貿易主管部門は国務院の他の関係部門と共同で、本法第十八条および第十九条の規定に基づいて、輸出入を禁止または制限する貨物、技術のリストを策定、調整および公表する。

国務院の対外貿易主管部門または同部門が国務院の他の関係部門と共同で、国務院の承認を得て、本法第十八条および第十九条に定める範囲内において、前項で定めたリスト以外の特定の貨物、技術の輸出入を禁止または制限することを臨時に決定することができる。

1. 今般の措置

今般の措置は、輸出禁止先国など限定がないことから、すべての国等向けに輸出禁止が実施されるが、「今後の関連する調整については別途公告する」とされており、今後、より詳細な内容が公表される可能性もある。

今般の措置がなされた背景は明らかではないが、後述のように、中東情勢の影響による国内供給の確保等が目的である可能性があり、報道²によれば、政策調査会社トリビウム・チャイナ（サプライチェーン（供給網）・重要鉱物調査担当責任者）によると「ヘリウムの輸出禁止措置は国内の供給を守るための取り組みだ」として、「幸いなことに、中国からのヘリウム輸入に特に依存している国は私の知る限りない。ごくわずかな影響を与える可能性はあるが、供給不足や価格高騰を引き起こすことはないだろう」としている。

2. ヘリウムに関して

ヘリウムは、天然ガスの副産物として精製され、医療用のMRIや半導体、光ファイバーなどの製造に使われている。我が国においては、全量輸入で調達しており、カタールから37.3%、米国から59.8%を輸入しているが（2025年）、中東情勢の影響により、カタールの輸入分の代替調達等を進めている³。このように我が国ではその調達を特定の国に依存していることから、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に指定され、国内の安定供給の観点から半導体原料の支援対象とされている。

以上

² 中国、半導体製造に不可欠なヘリウム輸出を一時禁止 国内供給優先（ロイター2026.7.10）
<https://jp.reuters.com/world/KUPNARKTXFKJ7DACY5KA5LWXDI-2026-07-10/>

³ ヘリウム、米国からの代替調達等で中東分と同程度確保見込み＝経産省（ロイター2026.4.2）
<https://jp.reuters.com/markets/japan/JMSVUCAT7BN4HIE5HNCMZS3MVE-2026-04-02/>

別添

※CISTEC 仮訳

商務部・海関総署公告 2026 年第 29 号 ヘリウムに対する臨時輸出禁止の管理実施に関する公布⁴

【発布団体】 対外貿易司

【発布文書番号】 商務部・海関総署公告 2026 年第 29 号

【発布期日】 2026 年 7 月 10 日

《中華人民共和国対外貿易法》の関連規定に基づき、商務部・海関総署はヘリウム（HS コード：2804290010）に対して臨時輸出禁止の管理を実施することを決定した。

本公告は公布の日より実施し、今後の関連する調整については別途公告する。

商務部 海関総署
2026 年 7 月 10 日

⁴ 「商务部 海关总署公告 2026 年第 29 号 公布对氦气实施临时禁止出口管理」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 7 月 10 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_e6cd19ab66574bea995fd77efa77f24e.html